

市街化調整区域における企業誘致の取組

(都市計画法第34条産業系12号) について

市では、市民雇用の確保や地域経済の活性化を図るため、企業誘致を推進しています。中でも、道路インフラの整備が進み、アクセス性が更に向上した圏央鶴ヶ島インターチェンジの周辺地域については、企業の進出ニーズが高まっていることから、早期に産業用地を創出していくことが重要な課題です。

このため、都市計画法第34条第12号、いわゆる産業系12号の規定を活用して、スピード感のある民間開発を誘導することで、早期の企業立地を目指します。

関係条例等

- ・鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- ・鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則
- ・「鶴ヶ島市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第1号」に係る指定運用方針

今後の流れ

都市計画審議会への諮問（令和7年3月27日）

↓ 指定に御異議がない場合

告示（指定）

指定した区域と用途を告示

↓

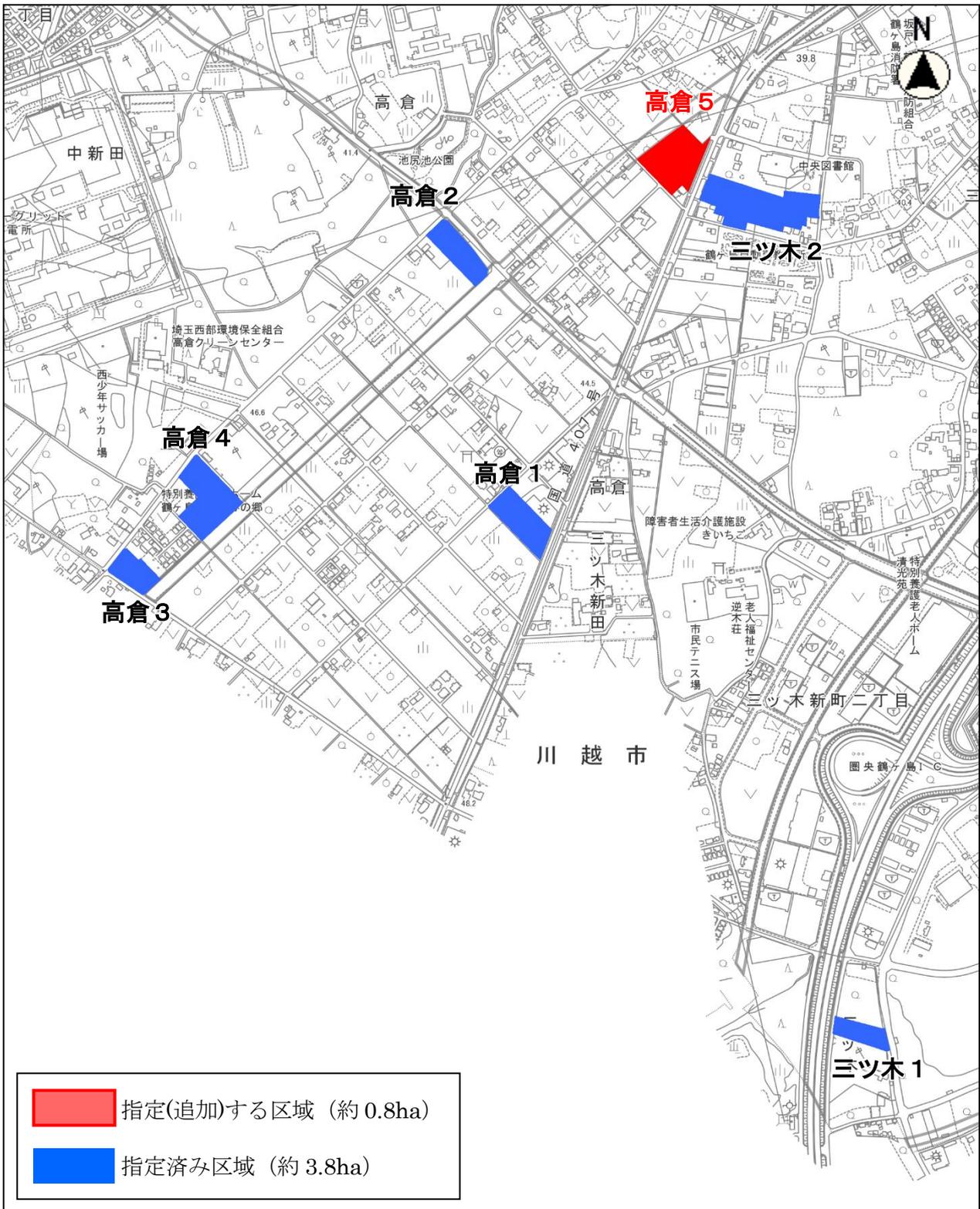
事業者から、当該指定区域への開発許可申請を受付（その後、工事、立地）

本日、土地利用に関する計画書及び関連資料をお示しし、いわゆる産業系12号の区域及び用途の指定(追加)についてご説明いたします。

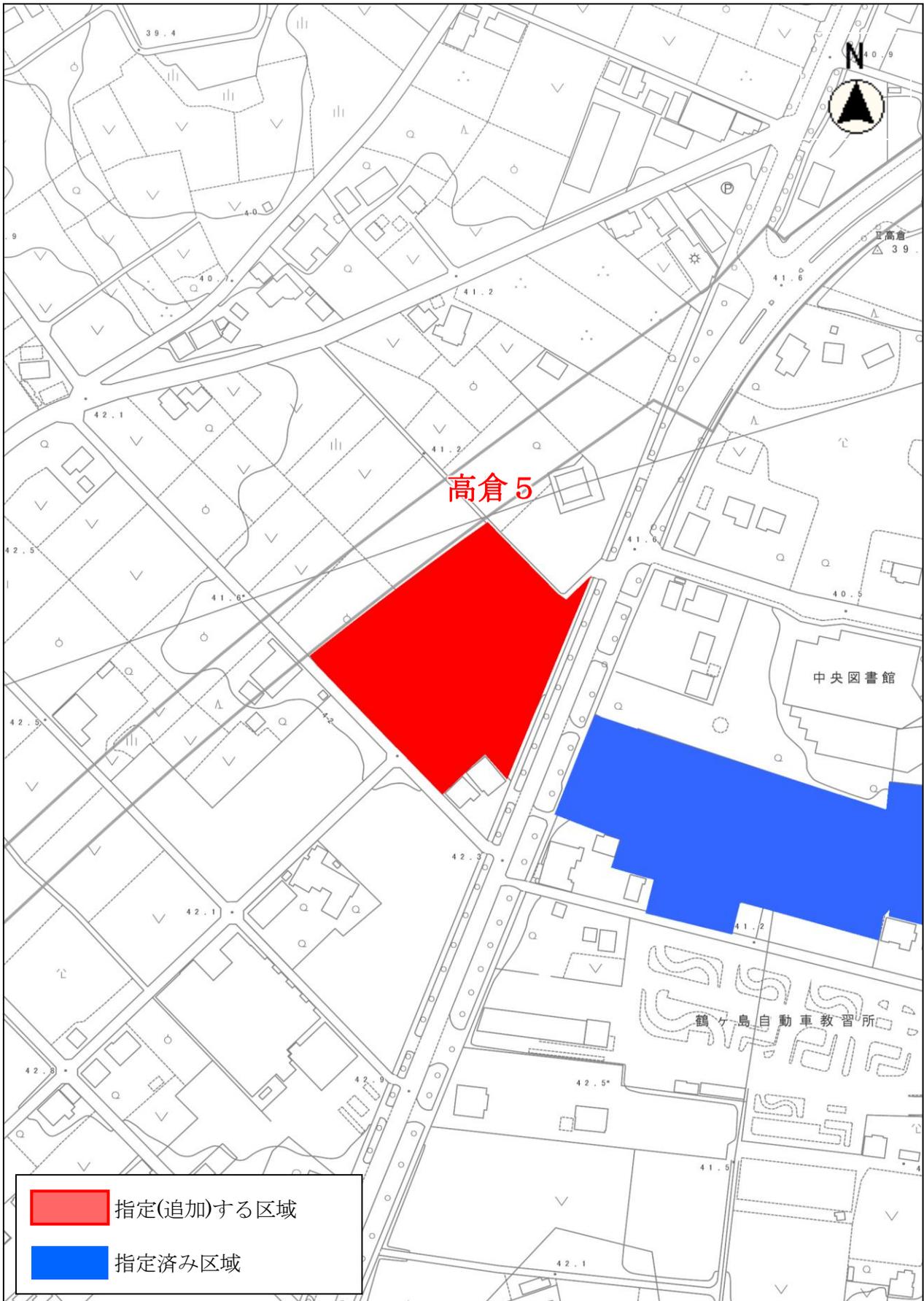
資料

位置図、付近見取図、土地利用構想図、現況写真、土地利用に関する計画書

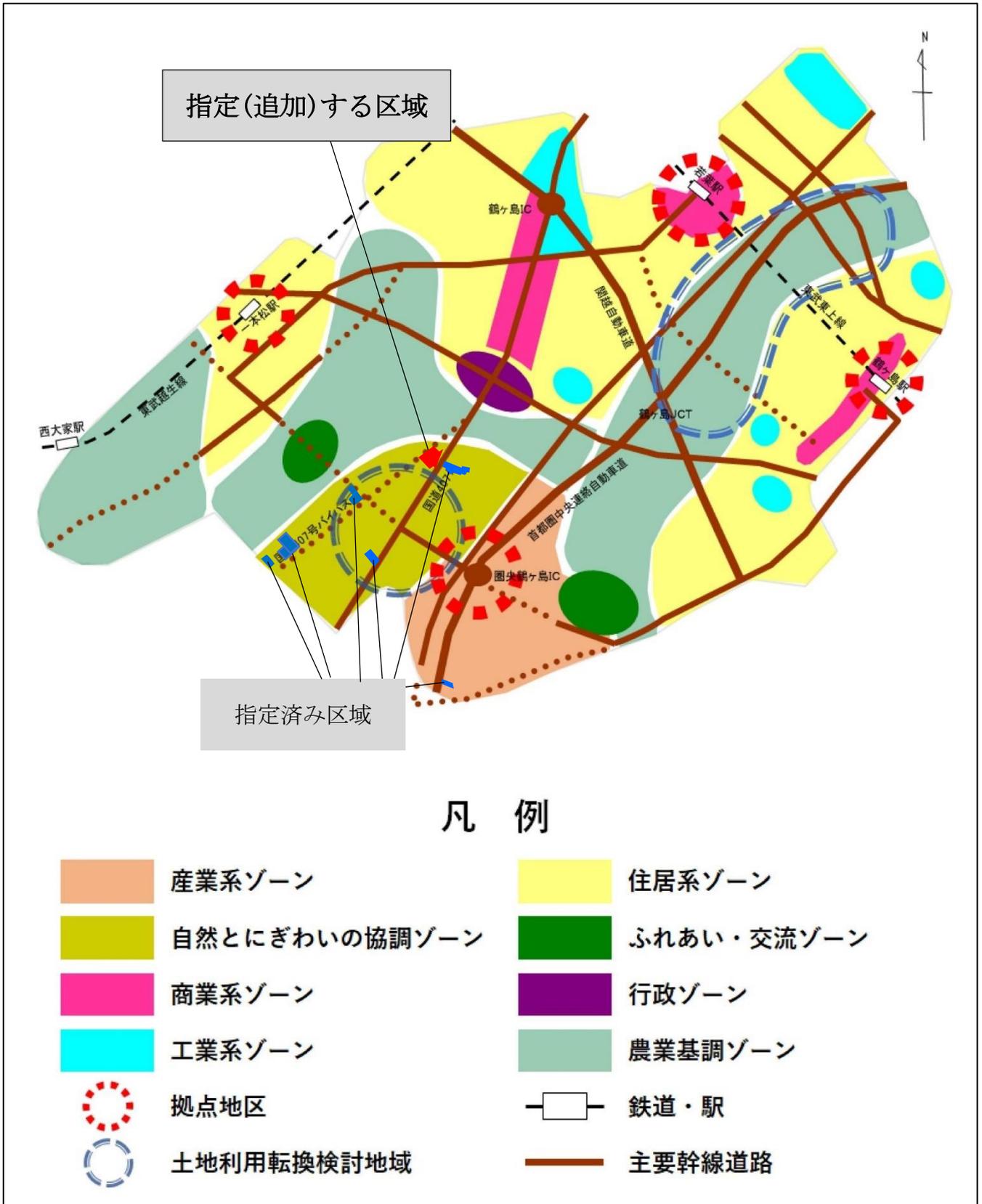
1. 位置図



2. 付近見取図



3. 土地利用構想図



4. 現況写真

